

一般社団法人千葉県社会福祉士会報酬等に関する規則

規則第 4 号

平成 24 年 10 月 28 日制定

最新改正 令和 4 年 6 月 26 日

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第 16 条に基づき、本会の役員他会員が会務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この規則の適用の対象となる会務とは、次に掲げる活動をいう。

- (1) 役員が、定款第 13 条に定める職務を執行し、又は理事会が特に必要と認める業務に参加すること。
- (2) 役員が、本会の所属又は参画する外部組織の会議他連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。
- (3) 委員会等の補助組織の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること。但し、会議への出席は特に理事会の承認を得ない限り報酬の支払いの対象としない。
- (4) 役員が、事務局職員のマネジメント、決裁権者との調整、事務局職員が行った事務処理の決裁確認のため、事務局において事務処理を行うこと。
- (5) その他会長が特に報酬の支払い及び費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、原則として報酬の支払い及び費用弁償の対象としない。

- (1) 定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加する場合。
- (2) 本会以外から報酬、謝礼又は費用弁償を受けられる場合。
- (3) その他あらかじめ報酬の支払い及び費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合。

(報酬)

第 3 条 前条の場合に支給する報酬の額は、別表 1 とし、源泉徴収後の金額を支払うものとする。

2 前項の時間は、拘束時間により算出する。

3 本会の正会員以外の役員及び補助組織の構成員については、理事会の決議に基づき第一項に定める基準の2倍を超えない範囲で報酬額を定めることができる。

4 報酬は辞退することができる。辞退した役員及び補助組織の構成員から求められた際は、会長は辞退の証明を交付するものとする。

(費用弁償)

第4条 この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次に定めるものに限る。

- (1) 会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）の実費。
- (2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）
- (3) 会務に従事するために必要な食事代等（以下「日当」という。）
- (4) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

2 前項第3号に規定する日当を支給することができる範囲及び金額については、理事会において別に定める。

(交通費)

第5条 交通費は、会務に参加するために合理的な順路によって要する鉄道運賃、バス運賃、航空運賃、船賃の往復料金とする。

2 前項の鉄道運賃には、必要と認められる場合普通料金に特別料金（座席指定料金、急行料金、特急料金等）を加えた額とすることができる。

3 やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算する。

(宿泊費)

第6条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。

(2) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合。

2 支給額は、宿泊に要した実費とし、1泊あたり10,000円を上限とする。ただし、あらかじめ主催者等から宿泊場所・宿泊費を指定された場合は、それに従うものとする。

(費用の請求)

第7条 費用の弁償を受けようとする者は、別に定める「支払依頼書」を本会事務局に提出しなければならない。

(前渡し)

第8条 本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。

2 前項の規程により費用の前渡しを受けた者は、当該会務終了後 20 日以内に、別に定める「費用精算書」を提出し精算をしなければならない。

(委任)

第 9 条 この規程に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第 10 条 この規程を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附則 1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。

附則 1 この規程は、平成 26 年度に開催する本会定時総会終了の翌日から施行する。

附則 1 この規程は、令和 4 年度に開催する本会定時総会終了の翌日から施行する。

別表1

対象	報酬の額
第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号、及び第 5 号の場合に支給する報酬の額	4 時間まで 2,500 円、4 時間を超える 8 時間まで 5,000 円、以後 4 時間ごとに 2,500 円の加算を基準とし、源泉徴収後の金額を支払うものとする。
第 2 条第 1 項第 4 号の場合に支給する報酬の額	1 時間ごとに 1,800 円とし、源泉徴収後の金額を支払うものとする。